平子の森トライアル事業実施要領

1 目的

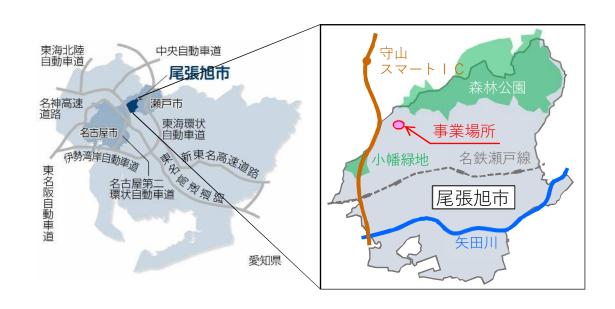
本市の北西部に位置する、通称「平子の森」は、公共施設の建設・仮設用地等として、 平成24年11月に名古屋市から取得した。その後、各種懇談会の開催等を通じて、将 来的な利活用策の検討を重ねてきたが、具体的な内容を決めるまでには至っていない。

こうした中、これまでの敷地内の広場(仮設広場)の一般開放や、各種イベントの開催等といった暫定的な利活用実績を踏まえ、「小さな取組からはじめて、大きく育てる」ことをテーマとした「萌芽的な利活用に係る方針(以下「利活用方針」という。)」を、令和2年度に策定した。

この利活用方針に基づく取組を推進し、平子の森の利活用の可能性を模索することを 目的として、「平子の森トライアル事業(以下「事業」という。)」を実施するための要領 (以下「実施要領」という。)を定める。

※ 平子の森の概要

所在地	尾張旭市平子町北59番15、16	
区域区分	市街化調整区域	
土地の面積	151, 722 m²	
ひ 済 の 控 済 化 辺	南側に市道平子10号線(W=10m)のみ接道	
公道の接道状況	※ 平子の森北側の名古屋市の管理道路は通行不可	
その他	旧緑丘小中学校・旧保育短期大学跡地(ともに旧名古屋市立)	



2 事業の概要

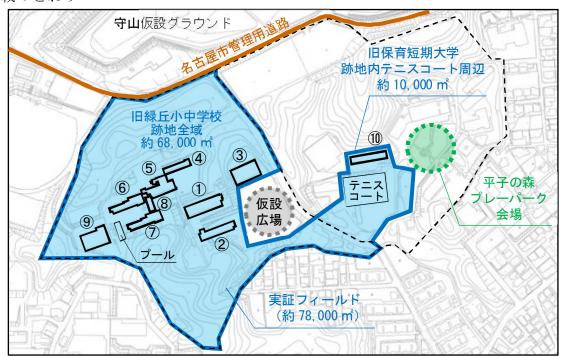
具体的な実績の積み重ねによって、利活用の可能性を模索するため、現地の一部を「実証フィールド」と位置づけ、産学行政の連携によって、様々な分野の取組を試行的かつ短期的に実施する。

(1) 実証フィールド (事業区域 約78,000 m²)

仮設広場を除く旧緑丘小中学校跡地全域(約68,000㎡)と、旧保育短期大学 跡地内の旧テニスコート周辺(約10,000㎡)とする。なお、当事業区域内に立 地する既存建物も使用可能とする。

※ 実証フィールド

下図の太枠の範囲内。土地、建物及びその施設の詳細については、アからウに記載のとおり



ア土地

区域	所在及び地番	地目	地積
旧緑丘小中学校等跡地	平子町北59番15	山林	77, 353㎡のうち約68, 000㎡
旧保育短期大学跡地	平子町北59番16	山林	74, 369㎡のうち約10, 000㎡
		合計	約78,000㎡

イ 建物

No	施設名	建築年	構造	延床面積
1	校舎棟(北)	S41頃	RC造2階建	1, 080. 00 m ²
2	校舎棟(南)	S61頃	RC造2階建	760. 44 m ²
3	体育館	S47頃	SRC造平屋建	577.30 m ²
4	管理棟	S41頃	RC造2階建	521. 30 m ²
(5)	食堂棟(ピロティ)	S41頃	RC造平屋建	385. 34 m ²
6	男子寮	S41頃	RC造3階建	1, 246. 07 m ²
7	女子寮	S41頃	RC造3階建	1, 246. 07 m ²
8	学習棟	S53頃	RC造2階建	287. 27 m ²
9	給食センター	H4頃	S造 2 階建	734. 51 m ²
10	音楽棟	S45頃	RC造2階建	689. 64 m ²

ウ その他施設

施設名	建築年	面積
テニスコート	不明	約2,100 m²
プール	不明	約200 m²

※ 現在の利活用状況

内容	用途	期間	所管課
仮設広場	市民が共同利用する多目的広場	逐次	文化スポーツ課
平子の森プレーパーク	短期イベント	春・秋	企画課

(2) 事業期間

令和4年4月から令和9年3月までの5年間を基本とする。

(3) 事業の内容

ア 事業の開始

- ① 本市とともに事業を実施する民間事業者等を「共同事業者」として登録する。
- ② 様々な利活用策を模索できるようにするため、共同事業者として登録された場合には、新規取組を実践することとなっても、新たな手続き等が発生しないよう配慮する。

イ 事業の実施

- ① 事業を通じて見出された課題や解決策等を整理し、将来的な利活用の可能性の 検証につなげるため、適宜、共同事業者へのヒアリングやモニタリングを実施す る。
- ② 事業期間終了後の展望等を検討するため、事業中間年である令和7年度に、蓄積されたモニタリング結果等を検証する。

ウ 事業の終了

- ① 事業中間年の検証結果と、その後の実績等を踏まえて事業全体を総括する。
- ② 上記総括結果のほか、公共施設の建設・仮設ニーズやその他社会情勢等を勘案し、新たな利活用策の実施や、事業期間の延長等を検討する。

3 共同事業者の登録

(1) 登録

- ア 公平性や透明性を確保するため、共同事業者は公募する。
- イ 公募の結果、提案内容が後述の「登録の条件」や「提案内容の条件」に適していると判断された場合は、共同事業者として登録する。
- ウ 共同事業者の登録を希望する者(以下「応募者」という。)は、共同事業者登録申請書兼誓約書(第1号様式)と企画提案書(第2号様式)のほか、その他参考となる資料を郵送又は電子メールで提出する。なお、取組期間中に共同事業者の登録内容が変更となる場合は、速やかに共同事業者変更登録申請書(第3号様式)を郵送又は電子メールで提出する。

- エ 事前相談や現地確認 (建物内部の確認を含む) の希望がある場合は、事前に日程 調整を行った上で実施する。
- オ 各申請書の提出に当たっては、次の事項に留意する。
 - ① 提出された書類作成及び提出に要した費用は、応募者の負担とする。
 - ② 提出された書類は返還しない。
 - ③ 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市が平子の森の利活用に関する報告や公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ず提出書類の内容を無償で使用できる。
 - ④ 提出された書類等は、尾張旭市情報公開条例(平成12年条例第25号)第7 条に定める非公開情報(団体の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するお それのある情報など)を除き、公開の対象となる。
 - ⑤ 提案に当たっては、事前に応募者の責任において関係法令等を確認し、取組時 における法令適合のリスクは、共同事業者に帰属する。
 - ⑥ 共同事業者の登録は、今後の利活用事業募集の際に優位性を持つものではない。
- カ 申請書等の提出先は、尾張旭市企画部企画課総合調整係(〒488-8666 尾張旭市東大道町原田 2600番地1 <u>kikaku@city.owariasahi.lg.jp</u>) とする。

(2) 登録の条件

- ア 実施要領に定める内容及び条件等を十分理解し、かつ、提案内容を実行する意思と能力を有する民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主又は任意団体とする。 なお、複数の企業・団体の共同体等による応募の場合は、申請時に構成員すべてを 明らかにし、各々の役割分担を明確にする。
- イ 次のいずれかに該当する者は、共同事業者の登録資格を有しない。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - ② 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申立てをしている者、または民事再生 法に基づき再生手続き開始の申立てをしている者
 - ③ 尾張旭市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同上第2号に規定する暴力団員及び同上第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)。 また、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ④ 法人税、消費税若しくは地方消費税又は市税を滞納している者
 - ⑤ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者
 - ⑥ その他、市長が応募者として適切でないと判断した者

(3) 提案内容の条件

ア 提案内容は、次に掲げる事項を遵守する

- ① 確実に実施できる内容であること
- ② 公共の利益に反するものではないこと
- ③ 市の財政負担を求めるものではないこと
- ④ 現在の利活用に支障を来さない内容であること
- ⑤ 水道や電気、消防や通信等の各種設備が必要な場合は、共同事業者の負担により工事等を実施すること

- ⑥ 提案内容の実施に伴い事故等が発生した場合は、共同事業者の責において適切 に対応するものとし、ただちに市まで状況を報告すること
- ⑦ 使用する区域は、適宜除草作業を行うなど、適切な維持管理に努めること
- ⑧ 土地の改変や建物の新築等(プレハブ等を含む)は、原則不可とすること
- ⑨ 既存の施設は、老朽化が進んでいるため、利活用する場合は、共同事業者の負担により建物の修繕等が必要となる場合があること
- ⑩ 平子の森北側の道路は、名古屋市の管理道路であるため通行不可
- ① 市委託の警備事業者による定期巡回警備の妨げにならないこと
- ② 実施要領に記載のない事項については、市と協議した上で実施すること。
- イ 次のいずれかに該当する提案は、事業の対象外とする。
 - ① 政治的又は宗教的活動
 - ② 青少年等に有害な影響を与える物販、サービスの提供
 - ③ 騒音や悪臭など、周辺環境を損なうことが予想される行為
 - ④ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第5号に規定する 指定暴力団員等の活動
 - ⑤ 公序良俗に反し又は反社会的な破壊のおそれがある活動
 - ⑥ その他、市が不適切と判断する行為

(4) 登録の適否の判断

ア対話

提案内容の具体的な内容を確認するため、事前に応募者と日程調整を行った上で、 提出のあった提案内容に関して対話を行う。

イ 審査

応募者との対話を通じて、次の事項を総合的に勘案した上で、共同事業者の登録 の適否を判断する。なお、判断結果に対する異議申立ては認めず、判断の経過や内 容、結果に対する問い合わせには、一切応じない。

- ① 利活用方針に即したものであること
- ② 確実に実現する取組であること
- ③ 安定的に運営できる体制にあること
- ④ 市政や地域に貢献する取組であること
- ⑤ 周辺地域への影響に配慮した取組であること

ウ 公表

登録された共同事業者は、事前確認の後、提案内容とともに市ホームページで公表する。

(5) 公募の区分

ア 拡大区域事前公募・随時公募

多様な「共同事業者」を公平かつ公正に選定するため、拡大区域の公募については、令和6年5月からの取組開始を意図した「拡大区域事前公募」を行い、所定の期限までに共同事業者の登録に至らなかった場合は、その他の「共有」施設と同様、「随時公募」により取り扱うこととする。

イ 公募のスケジュール

公募区分	時期	内容
拡大区域 事前公募	令和6年3月下旬~4月中旬	拡大区域の事前公募に係る共同事業者 の登録
随時公募	令和4年4月~令和9年3月	随時公募に係る共同事業者の登録

4 事業の実施

(1) 利活用の条件

- ア 土地や建物等の使用は事前予約制とし、原則として登録内容以外の目的で使用することは認めない。
- イ 提案内容の実施に当たっては、共同事業者の責任のもと、準備から撤去まで適切 に対応する。
- ウ 提案内容の実施終了後は、市の指定する期限までに原状回復して返却する。ただ し、市がその必要がないと認めた場合はこの限りではない。
- エ 提案内容の実施に当たり、第三者から苦情等があった場合は、真摯に対応すると ともに、その顛末を市へ報告しなければならない。

(2) 提案内容の実施に要する費用

土地や建物等の使用料は不要とするが、光熱水費をはじめ、その他提案内容の実施に要する費用は、すべて共同事業者の負担とする。

(3) 共同事業の中止

事前に登録した取組概要と異なる使用や、事業の目的から逸脱し、市からの再三の警告等が発せられても改善の兆しが見られない場合は、中止を命ずることがある。この場合、共同事業者は、直ちに自らの負担により原形復旧した後、撤収しなければならない。

(4) モニタリング・ヒアリング

提案内容の実施に関しては、次に掲げる事項を定期的に共有する。

- ① 利活用する上で生じた問題等
- ② 周辺環境への影響等
- ③ 取組期間中の集客者数、顧客ニーズ等
- ④ 当該地に求める設備、機能、条件等
- ⑤ 継続的な事業実施に当たって必要となる条件等

(5) 平子の森利活用推進検討協議会

ア 市と共同事業者により「平子の森利活用推進検討協議会(以下、「協議会」という。)」を設置し、平子の森の利活用の可能性について意見交換する。

イ 協議会では、共同事業者間の取組状況をはじめとした各種情報共有を目的として、

適宜連絡会議を開催する。

年 月 日

尾張旭市長 殿

所在地 名称 代表者(自署)

共同事業者登録申請書兼誓約書

平子の森トライアル事業の共同事業者に登録したいので、次のとおり申請します。 なお、ここに記載の内容は、「平子の森トライアル事業実施要領」に掲げる事項を全て遵 守すること及び提出書類が事実に相違ないことを誓約の上、同要領に基づき提出します。

1 事業者情報

TATE IN THE	
事業者名	
代表者職氏名	登記上の肩書。法人
	以外は氏名のみ記入
所在地	登記上の住所。個人
	は住民票の住所
主たる業種	
創業年月日	
従業員数	

2 実施者情報

担当部署名等	個人は記入不要
責任者職氏名	個人は記入不要
所在地	事業者情報と異なる 場合のみ
電話番号	
メールアドレス	

	電話番号	
	メールアドレス	
3	取組概要	

企画提案書

事業者名	
	提案内容

- ※ 実施要領の公募条件等を十分理解した上で作成。
- ※ その他参考となる資料がある場合は、任意様式にて整理の上で提出。

年 月 日

尾張旭市長 殿

所在地 名称 代表者(職氏名)

共同事業者変更登録申請書

平子の森トライアル事業の共同事業者に変更があったので、次のとおり申請します。

1 事業者情報

事業者名	
	登記上の肩書。法人
代表者職氏名	以外は氏名のみ記入
所在地	登記上の住所。個人
	は住民票の住所
主たる業種	
創業年月日	
従業員数	

2 実施者情報

担当部署名等	個人は記入不要
責任者職氏名	個人は記入不要
所在地	事業者情報と異なる 場合のみ
電話番号	
メールアドレス	

3	取組概要	

※ 変更内容のみ記載